

総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業 実施団体公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業（以下「本事業」という。）を行う団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

2. 事業の目的

実施要綱のⅡの1による。

3. 事業の内容

実施要綱のⅡの3による。

4. 事業の実施主体

実施要綱のⅡの2に規定するほか、リカレント教育の取組を広く普及させるため、事業実施者の採択については、次の3点を中心に企画書の評価結果等を総合的に判断するものとする。

- ・研修者の発掘を行い、より多くの医師に当該事業への参画を促すこと。
- ・総合診療に関する多分野の知識や診療のコツを学ぶことができるコンテンツを効果的かつ網羅的に提供すること。
- ・診療を行いながら経験を積むことができ、かつ、働きやすい研修の場を、多様な地域で提供できる見込みがあること。

5. 事業の実施期間

選定日から令和8年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年 厚生省、労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助を行うことができるものとする。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業に応募する団体（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たすものであることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本国内に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業応募申込書」（別紙様式 1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目】

※用紙サイズは A 4 とし、①～⑤及び⑦の様式は任意とする

①応募団体におけるリカレント教育推進の目的（考え方）

②本事業の事業統括体制

③本事業において研修を受ける医師の個人データ管理の体制

④本事業に係る計画案（次の 3 つを含むもの）

- ・実施要綱のⅡの 3 における（1）の具体的内容を含むもの
- ・実施要綱のⅡの 3 における（2）の具体的内容を含むもの
- ・実施要綱のⅡの 3 における（3）の具体的内容を含むもの

⑤本事業に係る目標設定（参画見込みの医師数、研修の場の数等）

⑥事業費の積算（別紙様式 2 による）

⑦事業の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制

⑧ワークライフ・バランス等の推進に関する認定の有無（別紙様式 3 による）

なお、認定を受けている、及び届出をしている場合は、認定の対象とする認定等を証する書類の写しを添付すること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

(2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和7年5月8日(木)～令和7年5月22日(木) ※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

※郵送する場合は、封筒の宛名面に「総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室

TEL：03-5253-1111（内線4123）

FAX：03-3591-9072

※問い合わせは、平日の午前9時30分から午後5時30分（午後12時15分～午後13時15分を除く。）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業応募申込書・・・・・・・・・・1部

イ 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業企画書・・・・・・・・・・5部

ウ 団体経歴（概要）、応募団体の活動が分かる資料・・・・・・・・5部

9. 事業団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）